

令和8年度 西条市立西条東中学校 生徒心得

1 制服について

制服は男女共に、夏服・冬服の2種類に区分し、それぞれ季節に応じて着用する。移行期間は設けないため、各自の体調に合わせて着用する。故意に加工したものは着用を認めない。

(1) 夏服

- ・ 上は、白のカッターシャツ（ニット素材も可）または白の開襟シャツ（白のブラウス）とする。白のポロシャツも可（ワンポイントなし）※ 長袖、半袖は選択可
- ・ 下は、学校指定の夏用のズボン、夏用のスカートを着用する。

- ◎ シャツやブラウスは、裾をズボンやスカートの中に入れ、だらしのない着こなしをしない。
- ◎ ズボンやスカートの下に、指定外の下穿きをしない。
- ◎ スカート丈は、膝が隠れる程度の長さとし、上部で折らない。

※ 長袖のシャツ・ブラウスの袖を折って着ない。

(2) 冬服

- ・ 上着は、学校指定のブレザーとする。
- ・ ズボン・スカートは、学校指定のものを着用する。ズボンをだらしなく下げない。スカートの裾は、膝がかくれる長さとする。上部で折らない。
- ・ ズボンは、夏・冬ともにベルトを着用し、色は黒、紺、茶の単色で装飾のないものとする。バックルが華美なもの、極端に幅の狭いベルトをしない。
- ・ ブレザーの下にカッターシャツ（ニット素材も可）を着用する。ネクタイ、リボンを着用すること。カッターシャツ（ブラウス）の第1ボタンとネクタイの結び目の間を開けないこと。
- ・ ブレザーの下に着る服のうち、カッターシャツ以外の服については、ニット・セーター可（ネクタイが完全に隠れないもの、ハイネックは不可）。また、袖口や裾からはみ出ることのない派手でないもの（黒、紺、茶、ベージュ、グレー、白など、ワンポイント可）とする。

(3) 肌着について

肌着は必ず着用する。白・ベージュを基調とし、シャツやブラウスから色や柄が透けて見苦しくならないようにする。派手な色や大きな柄は認めない。ワンポイントは認める。

2 防寒着について

寒さが厳しい場合は、防寒着の着用を認める。ただし、校舎内で防寒を目的として体操服・ジャージ等を着用することは禁止する。また、スカートの下に防寒着を着用することは認めない。

(1) タイツ、ストッキング、レギンス等

色は黒・ベージュのみとし、無地で柄や模様のないものを認める。ただし、必ず学校で定められた靴下を着用する。特別な事情がない限り、体操服着用時はタイツ・ストッキング・レギンスは脱ぐ。

(2) ウインドブレーカー（上下）

部活動で認められているもの、またはその他（華美でなく、安全に通学できるもの）のウインドブレーカーについては、登下校時の使用を認める。下駄箱で着脱し、校舎内では使用しない。ロッカーや通学カバン、リュックサックに入れて自己管理できるものとする。ロッカーの上に置いたり、椅子にかけたりしない。

(3) ブレザーの下に着用するセーター・ベストについて

登校後にブレザーを脱ぎ、ベストのみで生活する場合は、次のア～オに留意する。

ア 学校指定のベスト（無地・紺色のVネック）を購入する。

イ 学校指定のベストに準じたもの（無地・紺色のVネック）を各自で用意する。

ウ ベストのみで生活をする場合でも、名札、ネクタイ、リボンを着用する。

エ ア～ウを満たす場合は、ベストのみで過ごしてよい。

オ ベストのみで過ごさない場合でも、ブレザーの下にベストやセーターを着用してもよい。

この場合は、これまでどおりの規定（無地で華美でないもの）を適用する。

(4) 高機能インナーについて

冬季においては、カッターシャツの下に肌着として高機能な防寒インナーを着用してもよい。色は白・黒のみとし、柄はワンポイントまでとする。タートルネックなど、襟元から見えるものは着用しない。

3 防寒具について

(1) 手袋、マフラー、ネックウォーマーについて

通学時のみ着用を認める。靴箱付近で着脱し、校舎内では着用しない。

ファッション性ではなく機能性を重視し、華美でなく、安全に通学できる形状のものとする。

手袋は、指が独立しているものを使用する（ミトンは禁止）。

マフラーは、長すぎるものは危険なため使用を避ける。

(2) ひざ掛けの使用について

使用を許可するが、次のア～エに留意する。

ア 色は無地とし、白・黒・紺・グレーとする。（キャラクター等のプリントは禁止）。

イ 大きさは、100×70 cm以内とする。

ウ 保管方法は、各自が手提げバックを持参し、机の横にかける。

エ 頭から被ったり、肩にかけたりせず、常識の範囲内で使用する。

4 頭髪について

学校生活における学習や運動の妨げにならないよう、自己の責任を自覚し、さわやかな髪型とする。アシンメトリー、ツーブロック、フェード、パーマ、編み込み等は禁止とする。

(1) 短髪について

極端に横髪・後ろ髪を刈り上げたり、後ろ髪だけ残したりするなど、特異な髪型（ツーブロック、フェード等）はしない。

(2) 長髪について

- ・ 髪が襟にかかった場合は、ゴムで束ねる。色は黒・紺・茶の単色とする。
- ・ 後ろで束ねる場合は、耳の上より下で結ぶ。
- ・ 前髪の横の部分や横髪を垂らさず、目にかからないようにする。
- ・ 前髪は健康面に配慮し、目にかからないように整える。
- ・ ブリーチやヘアマニキュア等による脱色・染色はしない。
- ・ 整髪料を使用するときは無色・無臭で光らないソフトなものとする。ただし、家庭で使用してくるものとし、校内では使用せず、持ち込まない。

5 眉毛について

眉毛は、剃ったり抜いたりするなどの手入れ・加工をしない。

6 その他

(1) 名札について

- ・ 名札は胸ポケットに、まっすぐ正しく付ける。
- ・ シールを貼ったり、色を塗ったり、飾りを付けたりしない。

(2) 靴下について

- ・ 色は白・黒・紺とし、ツーポイント（内側・外側に各1つまで）を認める。
- ・ ルーズソックスや、くるぶしが見えるソックスは着用しない。

(3) 通学靴について

運動に適した運動靴（ランニングシューズ）とする。

- ・ 白を基調とし、+1色まで（ロゴやラインを含む）とし、記名できるものとする。
- ・ くるぶしが隠れるようなハイカット・ミドルカットのものは、着用しない。

(4) 上履きについて

- ・ 規定の上履き用の靴（体育館シューズ）を使用する。落書きをせず、破損した場合は買い替える。
- ・ 必ず記名する。

(5) 通学カバン

- ・ 規定のカバンを使用する。
- ・ 通学カバンに落書きをしたり、キーホルダー等の装飾品を付けたりしない（補助バッグについても同様）。ただし、部活動で使用する用具については、他の生徒と区別できるように装飾を付けてもよい。

(6) その他

- ・ ピアスやイヤリング・ネックレス・ブレスレットなどの装飾はしない。
- ・ 制汗スプレー、汗拭きシートは、無香料のもののみ使用を認める。使用後の汗拭きシートは、学校では捨てず、必ず持ち帰る。
- ・ 化粧やマニキュアをして登校しない。
- ・ スマートフォン、漫画、遊具等を学校に持ち込まない。
- ・ 携帯用カイロは、授業中や休み時間に目的以外で使用しない。また、使用後はゴミ箱に捨てず、家庭に持ち帰る。
- ・ 放課後や休日に学校へ来る場合は、制服または学校指定の体操服、もしくは部活動で認められた服装とする。私服で校内に入らない。

7 改正の手続き

- (1) 本心得の改正は、職員会議によって合意され、校長の承認を得なければならない。
- (2) 本心得の改正に関する意見や要望は、生徒会やPTA代議員会を通して行う。

【令和8年4月職員会議にて確認】